

高校生相当※のお子様がいらっしゃるご家庭へ

※詳細は裏面「3.対象児童」を参照

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 （「先行給付金」及び「追加給付金」）のご案内



- 子育てへの臨時特別給付金（「先行給付金」及び「追加給付金」※それぞれ児童1人当たり5万円）は、
子育て世帯の生活を支援するための給付金です。
- 高校生相当のお子様分の子育て世帯への臨時特別給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、お住まいの市町村に申請手続きをしてください。

※お住まいの市町村によっては、5万円相当のクーポンで支給される場合があります。

高校生相当のお子様の他に、中学生以下のお子様を養育していますか？
（令和3年9月分の児童手当がお住まいの市町村より給付されていますか？）



支給要件を満たす場合、
基本的に申請は不要です！

- ※ 児童手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。（一部、申請が必要な方〔公務員等〕を除く。）
- ※ 原則、児童手当の口座に振り込まれております。
- ※ お住まいの市町村によっては、先行給付金と追加給付金が別々に振り込まれることがあります。

支給要件を満たす場合、
**お住まいの市町村で
申請を行ってください！！**

詳しくは裏面参照

※ 申請の受付期間や受付方法等は市町村によって異なりますので、お住まいの市町村に御確認ください。

■ 内閣府 コールセンター

0120-526-145（受付時間：平日9:00～20:00）

詳しい申請方法は、お住まいの市町村の「子育て世帯生活支援特別給付金担当窓口」までお問い合わせください。

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。